

社会福祉法人 道心

役員及び評議員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人道心の役員及び評議員報酬規程について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 法人の役員が理事会等の公務に出席した場合、各年度で総額が20万円（源泉所得税込み）を超えない範囲で以下の算定方法により報酬を支給する。

- (1) 理事 理事会等の出席による報酬 …… 年額10,000円（源泉所得税控除後）
なお、年間を通して出席実績のない場合については支給しない。
- (2) 監事 理事会等の出席による報酬 …… 年額10,000円（源泉所得税控除後）
なお、年間を通して出席実績のない場合については支給しない
監事監査による報酬 …… 1回20,000円（源泉所得税控除後）

2 役員が年度途中で辞任した場合、月額計算で支給する。

(評議員報酬)

第3条 法人の評議員が評議員会等の公務に出席した場合、定款で定めた額の範囲内で以下の算定方法により報酬を支給する。

- (1) 評議員 …… 年額10,000円（源泉所得税控除後）
なお、年間を通して出席実績のない場合は支給しない。

2 評議員が年度途中で辞任した場合、月額計算で支給する。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人の業務のために出張する場合は、報酬とは別に必要な経費を支給する。

- 2 交通費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に伴う必要な経費は、原則として実費を支給する。

(報酬の支払)

第5条 報酬は役員・評議員へ3月末に振り込みで支払いをする。

(改 正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則 平成31年4月1日より施行する

令和2年4月1日より施行する